

韮崎市農業振興計画推進協議会会議録

日 時：令和6年3月25日（月） 午後4時00分～4時30分
場 所：韮崎市役所 403会議室
出席委員：6名、事務局3名、傍聴人無し

【会議次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
議事録署名人指名
(1) 韮崎農業振興地域整備計画の変更（案）について
- 4 その他
- 5 閉会

【会議内容】

- 1 開会
○事務局より開会あいさつ
- 2 会長あいさつ
(省略)
- 3 議事

議事録署名人に堀川委員、伴野委員を指名。

- (1) 韮崎農業振興地域整備計画の変更（案）について
○事務局から議題（1）について資料に基づき説明。

●委員

非農地判断をした農地について、資料に『市として山林への地目変更を指導していく』と記載があるが具体的にはどのような指導をしているのか。

○事務局

非農地通知を送付する際に、必要な内容が記載済みの登記変更書類を同封し、できるだけ所有者の手間を軽減した上で登記変更するように依頼・指導しております。

●委員

現状、非農地判断をしたところで費用がかかる登記変更をしない所有者や、制度等を理解しておらず地目が農地のままになっている状態が多くある。

非農地判断をされて宅地化等が可能な登記地目を変更していない農地なのか、ただ山林化等荒廃している農地なのかは、見ただけではわからない。

非農地判断された登記変更していない農地に家などが建って行った時に、周辺のただ荒廃している農地の所有者は自分も家など建設可能ではないかと主張してきた時に秩序が乱れてしまう。指導していくという言葉だけではなく秩序が守れるように市として考えてもらいたい。

また、山林登記されている場所は保安林として開発などされないよう守ることができるが、非農地判断されて現状山林であるが、登記は農地になっていると保安林の指定ができず、このような土地を例えば海外の方等に広く買われてしまった場合に、森林法でも農地法でも守ることができず、好き放題開発されてしまう懸念がある。なのできちんと市全体の土地利用を考えた中で、非農地判断も行っていってもらいたい。

○事務局

検討してまいります。

●委員

現状道路や河川に登記上農地になっている土地がある。そういった農地を先に非農地判断を行ってもらいたい。

また、そういった現状農地ではない農業振興地域については総合見直しにおいても整理をし、除外していかなければならない。

ただただ、5年経ったから計画を見直すということではなく、毎年、エリア毎にきちんと調査し、5年後に調査結果を基に計画の見直しをするよう毎年度計画的に調査検討を行ってほしい。

○事務局

検討してまいります。

■全員一致で異議なしにより原案のとおり承認された。

4 その他
意見なし

5 閉会
○事務局より閉会のあいさつ